

# 京都府立京都学・歴彩館資料収集方針

令和2年4月1日

京都に関する資料等を収集し、保存し、及び公開することにより、京都における文化の発展及び学術の振興に資するため、以下の収集方針を定める。

収集した資料は、適切な保存環境のもとで永年保存し、後世に伝える。また、収集した資料を利用に供し、デジタル化をはじめとする媒体変換等の手段を講じる。

なお、行政文書の移管又は引渡しなどは、別の規程等による。

## I 図書資料等収集方針

### 1 基本方針

京都に関する専門図書館機能を十分に発揮するために必要な資料を収集する。資料の収集は、購入及び寄贈等による。非市販資料も対象とする。

### 2 収集資料の範囲と種類

(1) 収集する資料の範囲は、次のとおりとする。

#### ①京都に関する資料

ア 現在の京都府の行政区域内に関する内容を含む資料を網羅的に収集する。

イ 「京都府文書の保管、保存等に関する規程」に基づき当館に送付される資料をはじめとする京都府が発行する資料を収集する。

ウ 京都府内の自治体が発行する資料を収集する。

エ 京都府内の団体や個人が発行する資料について、収集に努める。

#### ②京都に関する調査研究に必要な資料

ア 京都の位置づけを理解するために必要な資料を収集する。

イ 所蔵する図書資料・古典籍・古文書・公文書等について理解するために必要な資料及び館の運営に必要な資料を選択的に収集する。

ウ 古典籍は、資料の来歴も考慮して選択的に収集する。

エ 収集にあたっては、京都府立大学附属図書館及び京都府立図書館蔵書に留意する。

(2) 収集する資料の種類は、次のとおりとする。

ア 図書

イ 雑誌・新聞及びフリーペーパー

ウ 近世以前の古典籍、漢籍等の古書

エ その他必要な資料

## II 古文書収集方針

### 1 基本方針

地域の記憶となる京都に関する歴史資料を収集する。原本の受入は寄附・購入を基本とする。寄託は原則受けない。

### 2 収集資料の範囲と種類

(1) 収集する資料の範囲は、次のとおりとする。

ア 幕府・藩・公家・寺社等の領主、大庄屋等の文書、仲々間（同業組合）文書、組合・会社文書等、広範な地域・組織に関わる文書を収集する。

イ 町文書・村文書など市町村が収集した方が適当と思われる資料は市町村と調整する。

ウ 個人的な資料（私的書状・書類・日記等）は基本的に収集対象としないが、京都の歴史に関わると評価できる場合は収集する。

(2) 収集する資料の種類は、次のとおりとする。

原本の受入だけでなく、複製物（画像・写真等）での収集を行う。

## III 写真資料等収集方針

### 1 基本方針

京都の歴史・文化・社会を明らかにする上で記録性が高く歴史的価値を有すると認められる写真・映像資料を収集する。芸術性を追求した作家の作品は収集しない。

### 2 収集資料の範囲と種類

(1) 収集する資料の範囲は、次のとおりとする。

ア 京都の社寺・名所・祭礼・風俗・街並み・建物・風景・人物・事件等を撮影したもので、京都の歴史・文化・社会を明らかにする上で記録性が高く歴史的価値を有すると認められる写真・映像資料

イ 日本の歴史的な風景・資料等で特に記録性が高く歴史的価値を有すると認められる写真・映像資料

(2) 収集する資料の種類は、次のとおりとする。

希少性が高いガラス乾板を中心として収集する。